

(1) 遠隔診療の定義と名称

- 「新しい経済政策パッケージ」等の閣議決定の内容や、医師法第20条の解釈の明確化の観点から、今回のルール整備の対象については、「D to P」（医師对患者）で行われる「外来・在宅診療」とすることについてどう考えるか。
- 遠隔医療相談の位置づけについて、診断内容の伝達行為等の有無の観点から、一定の基準を示すことについて、どう考えるか。
- 「遠隔診療」という距離が著しく隔離した状況をイメージさせる名称は、現在の実態とはそぐわないと考えられることから、今回のガイドラインの対象とする診療形態の名称についてどう考えるか。

(2) 基本理念および倫理指針

- 遠隔診療を行う上で最低限守るべき倫理指針を定めることが必要であるといった指摘や海外の事例を踏まえ、ルールの前提となる基本理念および倫理指針について、以下のように整理することについて、どう考えるか。

| | |
|---------------------|-------------------------|
| 1) 患者・医師関係と守秘義務 | 4) 遠隔診療の限界などの正確な情報の提供 |
| 2) 医師の責任 | 5) 安全性や有効性のエビデンスに基づいた医療 |
| 3) 医療の質の確認及び患者安全の確保 | 6) 患者の求めに基づく提供の徹底 |

(3) ガイドラインの項目について

- 遠隔診療を行うにあたって、安全性・必要性・有効性の観点からガイドラインを作成する必要があることを踏まえ、ガイドラインの項目については、以下のように分類することについて、どう考えるか。

